

バイク・パーキング 貸借契約書

契約担当

契約日 平成 年 月 日 寄託者 NO. _____

借借人 _____ (以下甲という) と、貸貸人 株式会社トミザワ (以下乙という) は、バイク・パーキングの利用について、次の通り契約を締結する。

パーキング名 : _____

パーキング番号 : _____ 号 セコム鍵 NO _____ ロッカー番号 _____

1ヶ月の賃料 : 月額 _____ 円 (税込み)

毎月のお支払方法 : 短期 (3ヶ月未満) を除き、口座自動振替等とする。
(10日締め請求27日引落し、カードはカード会社指定日)

ご利用期間 : 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
契約満了の1ヶ月前までに、解約の申し出がない場合は、同一条件にて1ヶ月間継続するものとし、その後も同様とする。

甲	お名前	ふりがな _____	固定 TEL		
			携帯 TEL		
	ご住所	〒 _____			ご契約印
	今後の連絡先	TEL _____			
	勤務先 または 同居以外のご身内	社名かお名前 ご住所	固定 TEL	携帯 TEL	

乙 東京都江戸川区東葛西6丁目47番地16号
株式会社トミザワ

《第一回入金額》

保管料	月分	円	円
保管料	月分	円	円
保管料	月分	円	円
合計		円	円
保証金等		円	円
総合計		円	円

賃借料	円
振替手数料	円
事務手数料	円
合計	円

※保証金は税金を含みません。

* 契約成立後にキャンセルの申し出をされた場合には、契約料金の10%をご負担頂きます。

バイク・パーキングご利用規定(同意書)

1. 賃料は前払いとさせていただきます。お支払いは自動口座振替又はクレジットカード決済とし、自動口座振替の場合、利用前月27日に翌月分賃料がおお客様の指定口座より引落としされます。その際の振替手数料(150円)は、お客様のご負担とさせていただきます。クレジットカード決済の場合、利用前月10日にカード会社へ請求致します。その際、事務手数料として(300円)お客様のご負担とさせていただきます。
2. 契約は月末までに自動振替等により入金がなされた場合に限り、自動更新とさせていただきます。
3. 月末までに翌月分の賃料のお支払いがない場合には、当社で入金の確認が取れるまで、収納物の出し入れが出来ないよう処置を取らせて頂きます。
4. 収納物の出し入れについては、株式会社トミザワが定めた運用・使用方法に従って契約者自身が責任をもって行うものとし、24時間自由に行えます。なお、1回の出し入れ時間は原則半日以内とし、洗車・整備等で半日を超える場合には当社に必ずご連絡ください。
5. 鍵(セコムがある場合はスティックキー)を紛失・破損された場合は、BOX・ロッカー・セコムキー1,080円、をシャッター・盗難防止バー各2,160円を請求させていただきます。
6. 契約を解除される場合には、解約される日の1ヶ月前までに下記へご連絡ください。
<受付TEL>0120-86-8585 *日曜・祭日・年末年始・夏期休業は受付不可。
契約は1ヶ月単位とし、1日から月末までが契約期間となります。お客様の都合により月の途中で解約を希望する場合には、当社の定める日割額に基づき賃料の精算をいたします。なお、通知の日から解約日までが、1ヶ月を下まわる期日を持って解約を希望する場合は、1ヶ月の不足日数に相応する賃料を精算することにより契約を解除することができます。
7. 当社は必要ある場合、前もってご連絡のうえ保管場所を変更することがあります。
8. 賃料は、経済情勢の変動、公租公課その他の負担増加により変わることがあります。
9. 契約書記載事項の住所・氏名・印鑑などに変更が生じた場合、又は契約書記載の住所を1ヶ月以上不在にする場合は、ただちに当社へお届けください。お届けが無かった為に生じた損害については、当社はその責めを負いません。
10. 当社は、お客様に収納スペースを提供するものであり、収納物の保管及び盗難・破損についても責任を負うものではありません。また個人用ロッカー等に危険物(特に発火・爆発の恐れのあるもの)、禁制品等の収納は固くお断りします。また、ご利用中の事故につきましては一切責任を負えませんのでご了承ください。
11. 災害・事変・その他のやむを得ない事情によって、収納物に生じた破損・変質などの損害については、当社はその責めを負いません。
12. お客様の収納品により、当社(または東京メトロ株)の高架下施設の場合は東京メトロ)もしくは第三者に損害が生じた場合には、お客様に賠償して頂きます。(東京メトロ株)の高架下施設の場合は火災等により東京メトロ株)の運行に支障をきたした場合には高額の賠償責任が生じます。)絶対に危険物等を収納しないで下さい。
13. お客様がこの契約に違反したとき、又は前条の損害を与えたときは、当社は直ちに取り扱いを中止し収納品を留置することがあります。
14. 月末までに賃料のお支払いがない場合には、お電話または郵便にてお支払いの催告をいたします。その後もお支払いの確認が取れない場合には内容証明郵便を発送し、その期限に沿って事項の手順で物品を処分いたします。なお、繰り返し賃料の遅延が認められるお客様については、遅延後ただちに内容証明郵便が発送されます。また、2回以上内容証明郵便を発送した場合の郵便手数料はお客様にご負担していただきます。尚、当月分賃料が当月中を過ぎても入金出来ない遅延が3回となった時点でお客様が契約を継続する意思が無いと判断し、通知することなく自動更新を打ち切り解約する事になりますのでご了承下さい。
15. 利用期間満了、もしくは取扱い中止後契約が解除され、当社よりご通知した期間内に物品をお引取りにならないとき、及び住所不明その他の事由でこれらの催告が出来ないとき、あるいは賠償金のお支払いがないときは、当社は任意の方法、時期及び価格でその物品を処分して、その代金で賠償金、遅延金、その他の費用にあてることがあります。また前項の処置を行っても不足金があるときは、お客様に弁済を求めることがあります。尚、物品が換価できないと認められたときは、これらを破棄することがあります。

上記に規定内容に同意いたします。 平成 年 月 日

賃借人

印